

基本方針素案(たたき台)(H31.1.24)に対する主なご意見とその対応

平成31年3月7日
交通政策審議会
第74回港湾分科会
資料2-2

	主なご意見	対 応
前文	◎前文について、タイトルを付ける等により位置づけを明確にすべき。	○前文のタイトルとして「基本的な考え方」と明記
	◎港湾政策の従来の考え方と新しい考え方の違いが明確になるようにすべき。	○前文において、以下のとおり記載 ・直面する個別の課題の解決に注力する従来の考え方から脱却し、こうした新たな状況認識の下に、その先の中長期的な発展や変化を見据えた対応をする必要
	◎世界情勢や貿易情勢も大きく変わっていくような、先の見通せない時代の中であっても、日本の港のスタンダードのあるべき姿を前文に書くべきではないか。 ◎中国経済の足踏み、東南アジア、インドの発展といった状況の中で、日本経済はどのようにして生き残っていくか、という視点が抜けているのではないか。	○前文において、以下のとおり記載 ・世界経済の拡大・多極化により貿易構造等が急激な勢いで変化し、 <u>将来の見通しが立ちづらい状況の中、我が国の産業は激しい競争にさらされている。</u> ・ <u>我が国の港湾は、情報通信技術や自動化技術等の活用により革新的な物流サービスを提供し、我が国の産業を支える国際インフラとして機能することが必要である。</u>
構成	◎第I章の「(2)観光立国に資するとともに地域の自律的・持続的な成長を支える空間形成」について、産業や物流に関する空間形成の施策は別のところに記載すべき。	○産業や物流に関する港湾空間の形成の施策については、「(1)我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成」(※タイトル変更)中に位置づけ
	◎「サイバーポート」の施策は、コンテナターミナルだけでなく、港湾政策全体に関係するものであるため、概念を整理した上で、位置づけについても検討すべき。	○港湾行政の進め方の変革に関する事項として、「3 時代の変化に対応するとともに生産性の高い港湾マネジメントの推進に向けて取り組む事項」を設け、港湾の完全電子化とデータ連携の拡大によるサイバーポートの実現、AIターミナルの実現等の関係する取り組みを集約
	◎デジタル化については、基幹システムのような大きなプラットフォームを作るのではなく、変化に対応できる「柔軟な」システムとすべき。	○「①港湾の完全電子化とデータ連携の拡大によるサイバーポートの実現」において、以下のとおり記載 ・ <u>港湾関連データ連携基盤と海外の港湾及び農業等の港湾以外の分野の情報基盤との接続を実現する等情報の連携の拡大に向けた取り組みを進める。</u> これにより、物流、商取引、交通サービス、観光をはじめとする様々な観点で港湾を活用した高度な情報サービスの創出に貢献する「サイバーポート」の実現に取り組む。 ・AIターミナル等と接続し、ビッグデータを活用したコンテナターミナルの渋滞緩和、搬出入及び荷役作業の迅速化・効率化等、港湾物流の高度化の推進
全体の記述ぶり	◎世界情勢等の大きな変化を踏まえ、より「柔軟性」を持った政策が必要であることを明確にすべき。	○表現を全体的に見直し 【柔軟性の記載例】 ・多様な要請に我が国の港湾は的確かつ柔軟に対応する必要がある ・物流機能・産業空間の新たなニーズに柔軟に対応 ・経験したことがない災害に対しても柔軟に対応 ・柔軟性を持ったストックマネジメント
港湾間連携	◎地方ブロックごとに、基本方針の内容をしっかりと説明し、港湾間連携を促進することが重要。	●今後、PORT2030も含めて、基本方針の内容を地域ブロックごとに説明する
	◎地域ブロック内での港湾間連携の必要性及び「連携」の具体的内容、その根拠となる地域ブロックのビジョンの必要性を記載すべき。 ◎港湾間連携には、「防災」の概念も含めるべき。	○「V 1 経済的、自然的又は社会的な観点からみて密接な関係を有する港湾相互間の連携の確保に関する基本的な事項」の「(2)広域的な港湾相互間の連携」の「①地域ブロックごとの港湾相互間の連携」において、以下の内容を記載 ・ <u>港湾管理者を始め関係機関が協働し、地域ブロックごとに、中長期的に求められる港湾の物流機能、空間の利活用方策等について検討を行い、その内容を共有することにより、港湾ごとの適切な機能・役割分担を図る</u> ・他地域及び近隣諸国との地理的關係、物流・産業動向、幹線道路網等の整備の進展、沿岸域の環境、観光資源の分布、広域的な港湾BCP等を踏まえ、物流、人流、災害時対応等の役割ごとに地域ブロック内及び他地域の港湾との連携を図る。
個別の施策	◎害虫等の日本の生態系に害を及ぼすようなものへの対策について記載すべき。	○「I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項」及び「II 港湾の配置、機能及び能力に関する基本的な事項」の「2 引き続き重点的に取り組む事項に係る基本的な事項」の「⑥国際海上輸送の信頼性と安全性を確保する港湾保安対策等の推進」において、ヒアリ等の特定外来生物の侵入防止対策を記載
	◎創貨に関する「ロジスティクスセンターの整備」と「インフラシステムの海外展開」を本文及び具体的施策の項目に明記すべき。	○「I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項」の「1 特に戦略的に取り組む事項」の「(1)我が国の産業と国民生活を支える海上輸送網の構築と物流空間の形成」の「①グローバルバリューチェーンを支える国際海上輸送網の構築と物流機能の強化」の本文及び施策の両方の項目について、「ロジスティクスセンターの整備」及び「インフラシステムの海外展開」を記載
	◎航行の安全について、港湾行政の観点からも強い関心を持っていることを記載すべき ◎昨年の台風21号のような、これまでの想定を超えるような災害が起こっているという認識を踏まえ、予防を重視した記載が必要 ◎大規模な台風が襲来したときには、船舶が漂流する可能性があるなど、港湾には「加害者」になり得るという認識を記載しておくべき	○「I 港湾の開発、利用及び保全の方向に関する事項」の「1 特に戦略的に取り組む事項」の「(3)国民の安全・安心を支える港湾機能・海上輸送機能の確保」の「②船舶航行及び港湾活動の安全性の確保」において、以下の内容を記載 ・大規模な気象災害や津波災害により船舶、コンテナ等が漂流した場合には、 <u>港湾の利用が困難となるのみならず、港湾施設のほか橋梁等の交通インフラ・生活インフラにも甚大な被害を及ぼすおそれがある。</u> 港湾及び航行経路においては、従来の防波堤の整備や避難港の確保等に加え、 <u>経験したことがない災害が起こり得ることも念頭に置いた上で、技術開発の動向も踏まえつつ、これまで以上に船舶航行及び港湾活動の安全性を確保していくことが必要である。</u>
政策の実行	◎基本方針に書かれている内容の確実な実行が必要。 ◎港湾行政について、パブリックコメント等を通じた国民に理解をしてもらう努力、子供への教育の観点も重要。	○「基本的な考え方」において、以下の内容を記載 ・目標の達成状況の定期的な確認等によるフォローアップ体制の確立及びその結果の政策・施策への反映に努める。 ・教育等を通じた港湾及び港湾政策に対する理解の増進に努める。